

教員の養成・採用・研修の改善について ～論点整理～

平成 26 年 7 月 24 日

教員養成部会 教員の養成・採用・研修の改善に関するワーキンググループ

目次

はじめに	－制度改善の必要性と方向性－	1
第 1 章	改善の視点	2
第 2 章	具体的な改善の在り方	4
第 1 節	教員養成課程の改善	4
第 1 項	教育課程の改善	4
(1)	学部・学科段階	5
(2)	大学院段階	7
第 2 項	認定制度の改善	8
(1)	質保証の仕組みの導入	9
(2)	課程認定の弾力化	10
第 2 節	教員免許制度の改善	10
第 3 節	採用と研修の改善	12
(1)	教職大学院等進学者・修了者を対象とした取組の促進	12
(2)	教職大学院等を活用した研修の高度化の促進	13
(3)	現職教員の新たな教員免許状の取得に向けた取組の促進	13
別紙 1	教育課程の見直しの考え方（幼稚園、小学校、中学校、高等学校）	
別紙 2	評価の仕組みの導入の考え方	
別紙 3－1	複数校種の免許状取得パターンの考え方<学部・学科教育段階>	
別紙 3－2	同一学校種の複数教科免許状取得のパターンの考え方<学部・学科教育段階>	
別紙 3－3	小学校において一つの教科の指導及び担任が可能な免許状のパターンの考え方	
別紙 3－4	二種・専修免許状及び高度専門免許状取得のパターンの考え方	
別紙 4	教員の養成・採用・研修の改善に関するワーキンググループの設置について	

はじめに ー制度改善の必要性と方向性ー

【制度改善の必要性】

- 世界に類を見ない少子高齢化の進行、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展による国際競争の激化等、我が国を取り巻く環境は、大きく変容している。こうした社会の急激な変化の中で、なお我が国が将来にわたって持続的に発展するためには、社会の様々な分野で国や世界の発展を担う人材の育成が不可欠である。
- また、知識基盤社会、生涯学習社会の到来は、子供たちの学びの世界に大きな変革を求めている。私たちは、子供たちが新たな時代と社会を生き抜き豊かな未来を創造することができるよう、知識や技能を基に、自ら課題を発見し、他者と協働してその解決に取り組み、新たな価値を創造する力などを身に付けるための主体的・協働的な学びを実現する教育改革を一層進める必要がある。
- その際、高度専門職として教育改革を直接担う教員については、主体的・協働的な学びの創造を実現するにふさわしい資質能力や学校制度改革に適切に対応していくことのできる先進性・創造性が強く期待されており、このため、「学び続ける教員像」の確立が求められている。
- これらを踏まえ、「学び続ける教員像」の具現化に向けて、教員の養成・採用・研修の全ての段階の在り方について、抜本的改革を行う必要がある。

【改善の方向性】

- 時代と社会が求める資質を身に付けた教員を育成する上で、大学の社会的使命は大きい。「大学における教員養成」と「開放制による教員養成」の基本理念に立ち、教員養成課程を有する大学が、「学び続ける教員像」の具現化に向け「優れた資質を有する教員の養成」を自らの社会的使命として再確認し、教員養成課程の質保証を実現することが重要である。また、大学が自ら、不断の改善を継続し、かつ、そうした努力を可視化する新たな質保証の仕組みを構築することが求められる。
- さらに、大学と教育委員会、学校等が相互に緊密な連携・協働に取り組み、教員の養成・採用・研修の全ての段階に積極的に関わる体制を構築することが求められ、教職大学院等の更なる活用を図ることが期待される。
- 特に、公立学校の設置者である教育委員会においては、採用選考の改善や教職大学院等との連携・協働による研修機会の充実、研修の高度化・体系化を進めるなど、社会の変化に対応した教員の資質能力の向上に積極的に取り組むことが期待される。

【論点整理】

- 養成・採用・研修に関する課題は多様かつ多岐にわたっている。本ワーキンググループは、限られた検討期間に集中的な議論を行い、今後の教員養成部会における審議に資するよう、特に下記の事項について論点整理を行ったので、ここに報告する。

[改善の視点]

1. 教職生活全体を通じた職能成長を実現する環境づくり
ー養成・採用・研修の接続、教職大学院等の積極的活用ー

[具体的な改善の在り方]

2. 教員養成課程の改善
3. 教員免許制度の改善
4. 採用と研修の改善

第1章 養成・採用・研修の改善の視点

教職生活全体を通じた職能成長を実現する環境づくり

－養成・採用・研修の接続、教職大学院等の積極的活用－

本章では、「WG報告」の立ち位置、基本的観点を整理した。

1. 教員を高度専門職として改めて位置付けること。
2. 教職生活全体を通じた職能成長の観点を重視し、学部・学科段階における養成を「教員となる際に必要な基礎的・基盤的な学修」とし、教員免許状の取得に必要な最低単位数を増加させない改革とすること。
3. 「養成段階と初任段階（教職経験1～3年目程度）の接続」の重要性と関係機関等の連携・協働の意義を強調したこと。
4. 研修段階における教職大学院等の積極的活用を求めたこと。

<養成段階>

- 次世代育成という重要な役割を担う教員は、既に、専門職業人として一定の社会的評価を獲得している。我が国は、戦後、いち早く「大学における教員養成」を実現したが、一方、近年、高等教育進学率が飛躍的に向上し、また他の専門職業人の育成が大学院段階に移行する中で、専門職としての教員の地位が相対的に低下している。社会の成熟化に伴い高度化、多様化する学校教育にとって、高度な資質能力を有する教員の存在は不可欠であり、改めて教員を高度専門職として位置付けることは、教育改革の前提として実現すべき重要な課題である。
- 一方、教員としての職能成長は、教職生活全体を通じて図られるものである。このことを踏まえ、学部・学科段階における養成段階は、「教員となる際に必要な基礎的・基盤的な学修」を行う段階であることを再確認する必要がある。その際、具体的には、履修の適正化を図る観点からも、教員免許状の取得に必要な最低単位数を増加させることは避けるべきである。

<採用段階>

- 教員の採用は、地域や学校の事情・特色に応じ任命権者・雇用者が主体的に判断し行うものであるが、社会全体としては、優秀で意欲ある多様な人材が教員に応募し登用されることを強く期待するものである。
- 任命権者・雇用者は、教員養成課程で真剣に学んだ優秀で意欲のある多様な人材を確保するため、選考方法の改善に努めているが、教員養成課程における学習状況や、教育実習を含む体験的・実践的な活動への参加状況の評価、

また、これらを通じた教員としての適性等を採用時の評価材料の一つとして積極的に活用するなど、一層の改善・工夫を図ることが望まれる。

＜研修段階＞

- 研修段階は、現職教員が社会の要請を踏まえつつ、自らのキャリアデザインに応じて、教員としての資質能力を深化・発展・拡大させていく段階である。したがって、養成段階における履修を基礎・基盤としつつ、これに接続する形で様々な研修プログラムが用意され、継続的・発展的に受講できることが望ましい。

上記を踏まえて、養成段階と教職経験 1～3 年目程度の研修の在り方を整理すると、下記のように考えられる。

①養成段階

国公立学校教員の人材候補者を共通に育成する時期であり、教員として幼児・児童・生徒に接し指導を行う上で必要な基礎・基盤となる内容・方法を、時代の変化や社会の要請を踏まえつつ、一通り履修する必要がある。

②初任段階（教職経験 1～3 年目程度）

各校に勤務して日々幼児・児童・生徒と接し、実践と校内・校外研修との往還の中で、養成段階で履修した指導内容・方法について学びを深め拡大するとともに、校務の分掌・学校事務の処理、他の教員や保護者との連携・協働など、各学校の運営や教員としての職務遂行に必要な事柄を、順次身に付けていく必要がある。

- このような考え方の下、養成段階と初任段階は、特に両段階の接続を重視して見直しを行っていくことが重要である。さらに、養成・採用から初任段階を含む教職生活全般にわたる現職研修の在り方については、教職大学院等の教育機能や教育実績¹を考慮しこれを積極的に活用するなど、教員の職能成長に関わる関係機関が連携・協働し、効果的な取組を促進していく必要がある。

- なお、養成・採用・研修に係る法的制度の見直しについては、教員免許更新制度の改善に係る検討会議が提言²した十年経験者研修（公立学校教員対

¹ 平成 25 年 3 月教職大学院修了者の教員就職率 93.0%（現職教員の学生を除き、臨時任用を含む）

² 「教員免許更新制度の改善について（報告）」（平成 26 年 3 月 18 日）教員免許更新制度の改善に係る検討会議

象)の見直しや免許状更新講習が有する専門性向上機能、また、教育再生実行会議³の諸提言も勘案し、総合的な観点から検討し措置を図ることが適当である。

第2章 具体的な改善の在り方

第1節 教員養成課程の改善

第1項 教育課程の改善

本項では、学部・学科段階と大学院段階のそれぞれについて、教育課程の改善の方向性を整理した。

1. 学部・学科段階における教育課程については、教員免許状の取得に必要な最低単位数が学位課程の修得単位数の半数に達する現状から、総単位数の増加は困難であることを前提に方策を提案した。
2. 新たな教育課題に対応する教育領域（特別支援教育、キャリア教育、ICT活用教育、道德教育、外国語教育等）への対応について検討した。
3. 教職生活全体を通じたキャリア形成と資質向上の中に、教職大学院等大学院段階の学びを明確に位置付ける必要があること、また、専修免許状に種別を設けることや高度専門免許状（仮称）を設けることについて提案した。

- 戦後、教員養成課程は、「大学における教員養成」と「開放制に基づく教員養成」という原則の下、専ら教員養成を目的とする学位課程に限らず、あらゆる学位課程に置くことができることとし、これにより、教員免許状の専門性に相応する様々な学位課程から、幅広く教員人材を輩出してきた。
- 今後、子供たちの主体的・協働的な学びを積極的に担い、教育改革に寄与できる教員を育成するためには、これにふさわしい教育課程を構築することが重要である。
- その実現のためには、教員養成課程の教育課程を改善するのみならず、これを担う教員養成課程担当教員の資質能力が極めて重要である。このことを踏まえ、各大学においては、FD等⁴の取組を適切かつ十分に行っていくこ

³ 「今後の学制等の在り方について（第五次提言）」（平成26年7月3日）教育再生実行会議

⁴ FDとは、「教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称。その意味するところは極めて広範にわたるが、具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催などを挙げることができる」「我が国の高等教育の将来像（答申）」（平成17年1月）中央教育審議会

とが求められる。

(1) 学部・学科段階

- 教員免許状の取得要件として法令に定められている学部・学科段階の教育課程のうち、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教員免許状に関するものは、これまで幾度も量的・内容的に見直しが行われており、現在、例えば、中学校の教員免許状（普通免許状一種）に関する教育課程については、59単位を修得することとされ、また、この他に教養教育に関する8単位の修得も必要とされていることから、計67単位となり、大学卒業に必要な単位数（4年制大学：124単位）の過半に達している。
- このような現況は、教育学部などの専ら教員養成を目的とする学位課程を除き、多くの学位課程にとって、学位取得と教員免許状の取得を両立させる上で、もはや限界と言える状態にある。このため、これ以上、教員免許状の取得に必要な最低単位数を増加させることは、困難と考えられる。
- 一方、総合的な学習の時間の導入から10年以上が経過する等、教員には、教科等横断的な視野と知見を持って教育活動を展開することが求められている。また、中等教育学校制度が定着し、小中一貫教育など学校制度改革も進められようとしている中、教員は、学校段階間の接続及び円滑な移行に対応できる指導力を備えることも求められている。
- 併せて、先般公表された TALIS⁵が示すように、日本の教員は、子供の主体的な学びを引き出すことに対して自信を持つ教員の割合が国際的に見て低い状況にあることも踏まえ、思考力・判断力・表現力や自ら課題を発見し解決する力の育成に向け、子供たちが主体的・協働的に学ぶ授業を展開できる指導力を養成するとともに、これらに対応した学習評価の力量を身に付けることが、重要課題として浮かび上がっている。
- さらに、現在、下記の課題に対応することが求められている。
 - ・特別な支援を必要とする児童及び生徒に関する指導法（幼～高）
 - ・社会的・職業的自立のための指導法（キャリア教育）（幼～高）
 - ・総合的な学習の時間の指導法（小～高）
 - ・様々な教育活動におけるICTの活用（小～高）
 - ・道徳の理論及び指導法（小・中）

⁵ TALIS：「国際教員指導環境調査」（2014年）OECD

- ・小学校英語の指導法（小）
 - ・中・高等学校英語の言語活動の高度化に向けた指導法（中・高）
- 以上を踏まえ、学部・学科段階の教育課程については、履修事項・内容・量について全般的な見直しを行い、精選・重点化を行う必要がある。同時に、限りある履修量の中で効果的な履修が行われるよう、履修の仕組みを工夫する必要がある。
- また、教員養成課程を設置する大学が、各々設定した「育成すべき教員像」と教員養成の目標・計画に基づき、教育課程に特色を出すことができるよう、一定の自由度・柔軟性を確保することが適当である。
- 下記に、教育課程の全般的な見直しにおいて考慮すべき点を列記するとともに、今後の詳細な検討に資するよう、別紙1のとおり見直し案を提示する。今後更に、具体的な履修事項・内容や単位数の在り方と併せ、専門的な検討を行う必要がある。
- なお、小学校及び中学校の教員免許状の取得に関しては、資格要件として、介護等体験特例法⁶に基づく7日間の介護等体験活動も必要とされている。今後の検討に当たっては、同法律に基づく体験活動の在り方や教育課程との関係も考慮することが適当である。
- また、今後、学習指導要領改訂の検討状況等も踏まえ、更に検討を行う必要がある。

<教育課程の見直しにおいて考慮すべき点>

- 学校段階間の接続及び円滑な移行に対応できるとともに、教科等横断的な視野で学習活動を展開する力を養成する履修内容を位置付ける。
- 思考力・判断力・表現力や自ら課題を発見し解決する力等の育成に向け、子供たちが主体的・協働的に学ぶ授業を展開できる指導力などを養成する履修内容を位置付ける。
- 特別活動に含まれる児童会・生徒会活動や学校行事のように、着任後の学校

⁶小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）。小学校または中学校の教員免許状を取得しようとする者は、7日間の介護等体験を必要とする旨が定められている。

の方針等を踏まえつつ実務・研修を通じて学ぶことがより効果的な部分を含む履修内容については、各教員養成課程の判断で履修内容や量を調整できるように位置付ける。

- 専門性と実践性に優れた教員を養成するため、「教科に関する科目」と「教職に関する科目（各教科の指導法）」を融合した履修内容（「教科内容構成に関する科目」）を位置付ける。
- 特に、発達障害をはじめとする特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に関する理論及びその指導法は、学校種によらず広く重要となってきたことから、「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」から独立して位置付ける。
- 「教科又は教職に関する科目」の必要性や位置付けの在り方を検討するとともに、「66条の6（教養）科目」は不可欠なもののみを存置する。

（2）大学院段階

- 昨年の10月にまとめられた報告「大学院段階の教員養成の改革と充実等について」⁷においては、専修免許状に関する教育課程について、理論と実践の往還を重視した実践的科目を4～6単位程度位置付けることや、教職大学院において共通に開設することとされている授業科目（共通5領域）について、各領域を均等に履修させる現行の考え方を改め、コース等の特色に応じて履修科目や単位数を設定することができるようにすることが提言された。
- この提言も踏まえ、教職生活全体を通じたキャリア形成と資質向上の中に、教職大学院等大学院段階の学びを明確に位置付ける必要がある。
- その際、教育委員会と大学・大学院との連携・協働を更に進めていくことが不可欠であり、例えば初任者、指導教諭、主幹教諭や管理職等といった、教職の各段階で求められる資質能力を明らかにした上で、両者の連携・協働の下に、大学院段階の教育課程について、より高度な実践的指導力や学校の経営・管理能力等を養成するものとなるよう検討していくことが重要である。

⁷ 「大学院段階の教員養成の改革と充実等について」（平成25年10月15日）教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議

- これとあいまって、例えば、後述する、教職大学院等で履修した者に関し、選考において特例を設けることや法定の初任者研修(公立学校教員対象)の一部を免除すること、また、現職研修や管理職登用等における教職大学院等の活用を促進する必要がある。
- また、専修免許状については、一種の教員免許状の取得に必要な学部段階の履修を基礎に一定量の学びを深めることが求められ、大学院を修了していることが必要な基礎資格となっているが、専修免許状に種別を設けることや、これとは別に高度専門免許状(仮称)を設けることも考えられ、後述する教員免許制度の改善の在り方と併せて、大学院段階の教育課程を検討することが適当である。

第2項 認定制度の改善

本項では、教員養成課程に、事後的な質保証の観点を導入しその制度化を図ること、及び大学が、教員養成課程の管理・運営に全体として責任を持つ方策の検討及びそのための学内組織の構築について整理した。

1. 大学の教員養成課程の質の確保について、現行の「課程認定」のみに依存する制度から成果や実績の評価を含む「質保証の仕組みの確立」を提案した。
2. 教員養成課程を置く大学が教員養成を自らの使命と位置付け、全学的責任体制の下で教員養成課程の質を確保・向上する体制を確立していくことについて提案した。
3. 教育課程が適切に編成され、学生定員の管理や指導体制が的確に講じられることが確認できる場合における、複数の教員養成課程間での全授業科目の共通開設(複数の学位課程共同型の教員養成課程、大学単位での課程認定)について提案した。

- 教員養成課程は、教員養成を自らの使命と位置付ける大学により、文部科学大臣の認定を受けて、各学位課程⁸に設置される。
- 現在、全国の教員養成課程数は約 24,200 課程⁹に上り、認定後の質の確保・向上を図る制度的仕組みとして、教員養成部会課程認定委員会が年間 30～50 大学等を対象に実地視察を行い助言や視察結果の公表を行っているもの

⁸ 大学の学位課程の単位は、学部ごとのみではなく、学部の学科や専攻・コースごとの場合が多い。

⁹ 教員養成課程を置く学位課程数は約 8,000 課程であり、一つの学位課程に複数の教育養成課程を置くものがある。なお、教員養成課程を置く大学数は、約 1,000 校である。

の、教員養成課程数の多さから、全体的な質の確保・向上につながりにくい現状にある。

- また、法令の理解不足、あるいは、教育課程の開設・運営の仕組みにおいて学位課程とは異なる考え方が採られていることによる誤解から、認定後長年にわたり、法令や認定の基準に違反した状態で運営されてきた例も見受けられる。
- これらのことを踏まえ、教員養成課程の質保証について、認定のみに依存するのではなく、成果や実績の評価を含む質保証の仕組みの確立を図ることを検討すべきである。
- また、大学においては、学位課程横断型の授業科目の開設や学際的な学位課程の設置が拡大していることを踏まえ、学位課程ごとに教員養成課程を置き授業科目の開設を求める現行の仕組みを、大学の実状に合うよう、弾力化する必要がある。

(1) 質保証の仕組みの導入

- 認定時のみならず、認定後も教員養成課程の質の確保・向上が図られるよう、定期的な質保証の仕組みを導入することを検討する必要がある。
- 今後の具体的な検討に資するよう、別紙2のとおり2案を提示する。案1は、認定に有効期間を付し、①法令等の基準を満たしていること及び②一定の実状・実績があること、について審査を受け合格した場合に、次期の認定を受けられることとするものである。案2は、認定は現行どおりであるが、これとは別に、一定期間ごとに第三者機関による評価を受けることとするものである。
- ただし、こうした質保証の仕組みは、教員養成分野に特有の事情を踏まえ、既に実施されている大学や専門職大学院¹⁰の認証評価等とは別に導入を検討しようとするものである。このため、これらの評価システムとの関係を整理するとともに、大学の負担の増大や実施体制の確保など実現性を考慮し、さらに検討する必要がある。

¹⁰ 教職大学院（平成26年4月現在25校）は専門職大学院であり、学校教育法第109条第3項に基づき、5年に一度、認証評価機関による評価を受けることとされている。現在、教職大学院等の評価を行う機関として、一般財団法人教員養成評価機構がある。

- また、何よりも、教員養成課程を置く大学が教員養成を自らの使命と位置付け、各大学が、全学的責任体制の下で教員養成課程の質を確保・向上する体制を確立していくことが重要である。
- このため、全学的に教員養成課程を統括し、教員養成課程担当教員のFDなど教員養成の質を高める取組を主導的に行う組織（全学教員養成管理運営センター（仮称））を置くことも併せて検討していく必要がある。

（２）課程認定の弾力化

- 現在、教員養成課程の授業科目については、法令に定める教育課程にのっとり、一定の内容・量については、教員養成課程を置く学位課程自らが開設することとしている。
- しかしながら、学位の種類や学位に関する教育課程の構成の在り方が多様化した現在、例えば、近接する分野の学位課程や学位課程横断型の授業科目を多く備える学位課程に置かれる教員養成課程については、法令に定める教育課程に関する全授業科目を共通に開設しても、教員免許状に必要な専門性を担保することに何ら問題が無い場合が見受けられる。
- このことを踏まえ、教育課程が適切に編成され、学生定員の管理や指導体制が的確に講じられることが確認できる場合については、複数の教員養成課程間で、全授業科目を共通して開設できることとすることが適当である。
- なお、この場合、事実上、複数の学位課程が共同して一つの教員養成課程を置く形となる。このため、複数の学位課程共同型の教員養成課程として認定すること、さらには大学単位での課程認定を行うことについても検討することが考えられる。

第２節 教員免許制度の改善

本節では、時代の要請に基づく教員免許制度の改革について整理した。具体的には、

- ①複数校種の教員免許状の取得
 - ②同一学校種の複数教科の教員免許状の取得
 - ③小学校において一つの教科の指導及び担任が可能な教員免許状
 - ④二種・専修免許状及び高度専門免許状の取得
- のそれぞれについて、考えられるパターンを提示した。

- 教員には、学校段階間の接続及び円滑な移行に対応できる指導力や、教科等横断的な視野と知見を持って教育活動を展開することのできる指導力を備えることが求められており、このことも踏まえ、教員養成課程の教育課程を全般的に見直し、教員免許状の取得に必要な所要資格を改める必要がある。
- また、現在、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の普通免許状は学校種ごとに授与され、また、中学校・高等学校の教員免許状は教科ごとに授与されるが、この学校種・教科種ごとの教員免許状を同時に複数取得しやすい方策を講じる必要性の有無について検討する必要がある。
- また、教員を目指す者や現職教員が、経年的に複数の教員免許状を取得することを通じて、継続的・発展的に資質能力の拡大・高度化を図っていくことも重要であり、このため、大学院レベルにおける教員免許状の在り方も含め検討することが適当と考えられる。
- このような観点から、今後の具体的な検討に資するよう、新たな教員免許制度の創設を含め考えられるパターンを別紙 3-1～別紙 3-4 のとおり提示する。
 - ①複数校種の教員免許状の取得（別紙 3-1）
 現行免許状を基本に併有を促進する考え方、現行免許状と複数校種の免許状を併存させる考え方及び複数校種の免許状を基本とする考え方に基づき、3案を提示する。
 - ②同一学校種の複数教科の教員免許状の取得（別紙 3-2）
 上記①のそれぞれの考え方に基づき、3案を提示する。
 - ③小学校において一つの教科の指導及び担任が可能な教員免許状（別紙 3-3）
 小学校の教科別免許状を創設する案、小・中学校において一つの教科の指導及び担任が可能な教員免許状を創設する案及び小・中・高等学校において一つの教科の指導及び担任が可能な教員免許状を創設する案の3案を提示する。
 - ④二種・専修免許状及び高度専門免許状の取得（別紙 3-4）
 現行の専修免許状と高度専門免許状を併存させる考え方及び校種に係る専修免許状に代え、高度専門免許状を基本とする考え方に基づき、2案を提示する。また、高度専門免許状については、大学院段階の教員免許状として設けるほか、学部段階又は大学院段階において、複数の学校種の接続部分について特に履修したことを証明する、付随型の教員免許状として設けることを提示する。

- 今後の具体的な検討に当たっては、都道府県教育委員会における免許事務や大学等の教員養成課程の実状、過去及び現行制度との円滑な接続及び重複要素の排除、法制上の実現可能性などを踏まえ、十分に検討を行う必要がある。
- その際、教員免許や教員養成等に関する制度は、非常に複雑かつ難解であることから、教員免許状の取得を目指す者や関係者に負担や混乱を招くことのないよう、真に実効性のある事項・内容を見極めつつ、余りに複雑なものとならないよう留意しながら、導入や改善を行うことが重要である。
- また、現職教員が新たな教員免許状を取得しやすい環境を充実することが望まれることから、既に教員免許状を保有する者が新たな教員免許状を取得する際に利用することのできる教育職員検定に係る制度¹¹についても十分配慮しつつ、検討することが適当である。

第3節 採用と研修の改善

採用と研修の改善については、今後、任命権者・雇用者における採用選考方法の改善状況や、初任段階・中堅段階の教員を対象とした現職研修の高度化に向けた取組状況や課題等を踏まえて、具体的な検討を進めることが必要である。

本節では、採用と研修の改善に向けて今後必要とされる取組のうち、特に教職大学院等と連携した取組や、現職教員の新たな教員免許状取得のため、認定講習や免許状更新講習及び教育委員会・独立行政法人教員研修センター等が行う研修の活用について検討した。

(1) 教職大学院等進学者・修了者を対象とした取組の促進

- 教職大学院等については、その教育機能や教育実績を勘案し、進学・在学する者や修了した者を対象に、採用選考において、教職大学院等における履修を評価した取組が全国で行われるよう促進する必要がある。例えば、現在、教職大学院修了者を対象とした特別選考が5県市で行われているが、このような取組が全国で行われることが期待される。

¹¹ 一定の勤務経験等があることを前提に、教員免許状の取得に必要な最低単位数が軽減される。

- また、教員を目指す者が教職大学院等への進学を志向しやすくなるよう、例えば、現在、38 県市で行われている教職大学院等進学・在学者の採用候補者名簿の登載期間の延長・採用の延期などの取組（うち6 県市は教職大学院のみ対象）を、全国で実施する必要がある。

（2）教職大学院等を活用した研修の高度化の促進

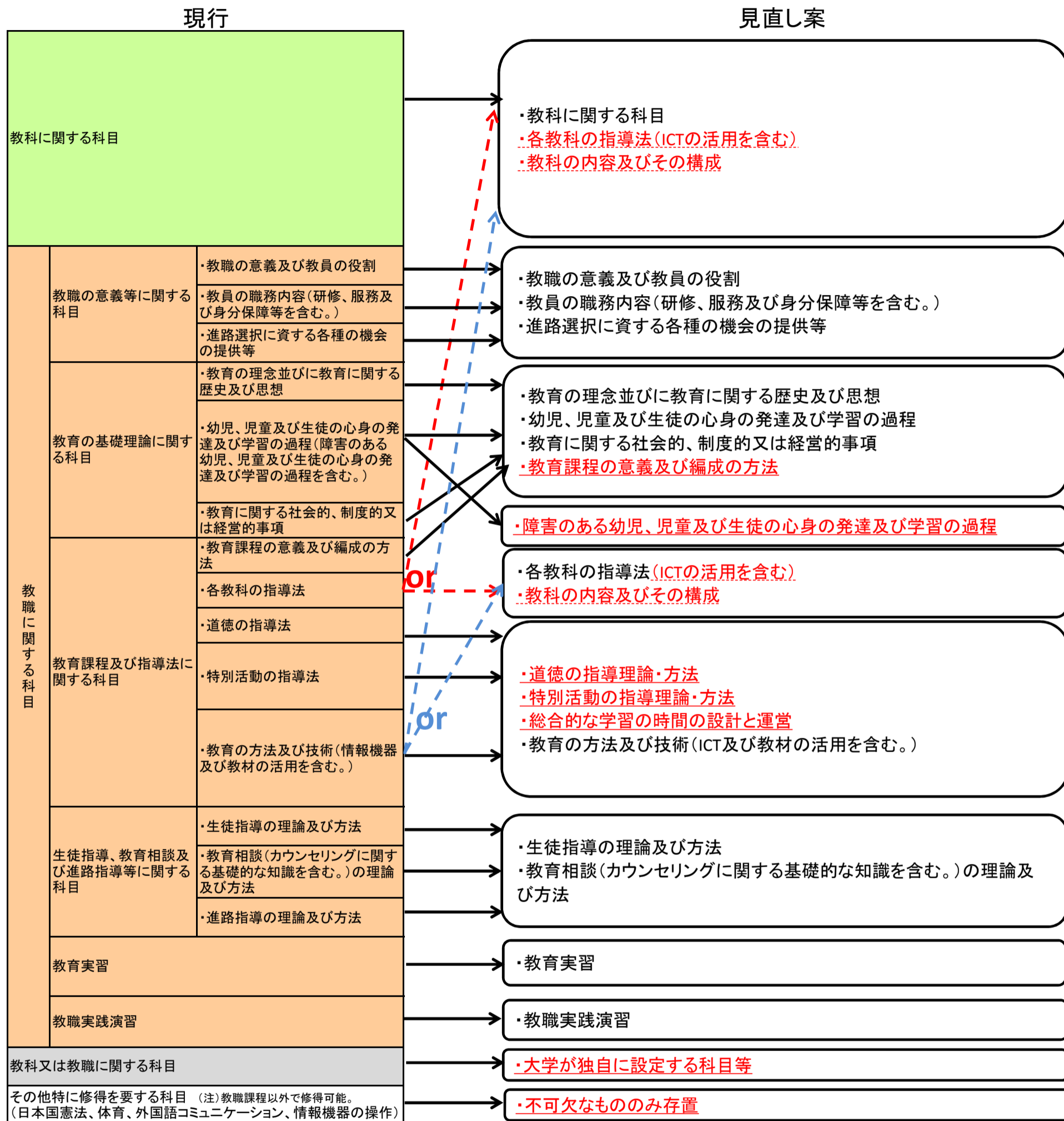
- 第2章第1節第1項（2）に述べたように、教職大学院等の履修成果を考慮し、法定の初任者研修の一部を免除できることとするなど、教職大学院等と初任段階の研修の相互関係を検討することが適当である。
- また、教職大学院等と教育委員会・独立行政法人教員研修センター等が共同で開発した研修プログラムに基づき教職大学院等が授業科目を開設し、任命権者・雇用者が初任者をはじめとする教員を教職大学院等に派遣して教員の研修を実施することも、今後積極的に促進すべきであり、教員が長期研修等に参加できるよう、定数措置による支援等の環境整備について検討することも必要である。
- 具体的には、例えば、初任段階の研修や、教職経験5～10年目以降における学校経営・管理に必要な視野・能力を伸長する研修などが考えられる。また、これらの研修プログラム修了者が新たな教員免許状を得られるよう、前述の高度専門免許状（仮称）等と総合的に検討し、研修と教員免許制度の接続を図ることも考える必要がある。

（3）現職教員の新たな教員免許状の取得に向けた取組の促進

- 現職教員が、資質能力の拡大・高度化を図った成果を客観的かつ容易に認識できる形で社会に示し、効果的に各地域・学校における教育の充実に役立てていくことができるよう、新たな教員免許状を取得しやすい環境を充実する必要がある。
- このため、研修又は免許状更新講習と免許法認定講習との連動や関係機関間の連携を促進することが適切である。具体的には、例えば、教育委員会が、免許法認定講習の認定を受けて研修を実施することや、教育委員会や大学等が、免許法認定講習の認定も受けて免許状更新講習を開設することなどが考えられる。

- また、任命権者や雇用者においては、教員の所有免許状の種類に応じ、新たな教員免許状の取得に向けた学びを積極的に奨励すべきであり、二種免許状所有者の一種免許状取得を促進することは無論、特別支援学校や隣接学校種、また、別の教科種に関する教員免許状の取得など、教員としての専門性の向上・拡大を志向するよう、教員に働きかけることが重要である。

教育課程の見直しの考え方(幼稚園、小学校、中学校、高等学校)



※あくまで一例を示したものである

評価の仕組みの導入の考え方

- 教員養成の質の確保・向上を促す新たな制度的仕組みとして、評価の仕組みを導入(置換又は追加)する。

	(現行) 認定(一回限り)	(案1) 評価型認定(一定期間ごと)	(案2) 認定(一回限り) + 評価(一定期間ごと)
概要	法令等で定められている最低基準を満たす場合に認定される(その後の認定・評価の仕組みは無い)。	認定に有効期間を設定し、当該期間の満了までに審査を受け、最低基準を満たすと同時に一定の実績を有する場合に、次の期間についての認定を得られることとする。	認定を受けるとともに、一定期間ごとに、第三者機関の評価を受けることとする。
認定・評価内容	○法令等で定められている最低限の基準(授業科目、専任教員数等)を満たしていること。	○法令等で定められている最低限の基準(授業科目、専任教員数等)を満たしていること。 ○実状・実績(免許取得者、教員採用者数等)が一定以上であること。等	認定: ○法令等で定められている最低限の基準(授業科目、専任教員数等)を満たしていること。 評価: ○法令等で定められている最低限の基準(授業科目、専任教員数等)を満たしていること。 ○実状・実績(免許取得者、教員採用者数等)が一定以上であること。 ○質向上のための積極的取組がなされていること。等を総合的に3~5段階で評価
認定・評価機関	文部科学大臣	文部科学大臣	認定: 文部科学大臣 評価: 第三者機関
周期		認定(一定期間ごと)・評価の周期については、既に実施されている認証評価を踏まえ、 5年、7年、10年 (5年×2)とする案が考えられる。	
課題等	○認定後、長期間経過し、法令等に違反している課程が確認されている。 ○認定後の事後チェック機能として、課程認定委員会の実地視察があるが、認定課程数が2万4千を超え、全体の質の確保・向上につながりにくい。	○実状・実績が伴わない場合に、廃止すると同時に新規認定の申請を行うケースへの対応が必要(廃止後数年は申請不可とする等)。	○第三者機関を確保し、安定的・継続的な経営基盤を構築することが必要。 ○すでに実施されている認証評価等との関係を整理し、大学の負担に配慮することが不可欠(現在は、専門職大学院のみに分野別評価が導入されている)。

複数校種の免許状取得パターンの考え方<学部・学科教育段階>

※普通免許状の構成は一例である。

(特別免許状及び臨時免許状については別途検討。)

(1) 現行免許状を基本に併有を促進する考え方

学校種別	現行制度	(最低修得単位数)	(認定課程数)	併有促進の考え方	併有促進の単位数・課程数
高等学校	高・英語① 高・数学① 高・音楽①	一種:67単位	一種:7482課程	高・英語① 高・数学① 高・音楽①	高一+中一 67単位-α ※教科によっては、追加で修得すべき単位が生じる(国語、社会・地歴・公民、理科、美術、家庭)
中学校	中・英語② 中・数学② 中・音楽②	一種:67単位 二種:43単位	一種:4299課程 二種:149課程	中・英語② 中・数学② 中・音楽②	中一+小一 103単位-α 中一+小二 89単位-α 中二+小一 85単位-α
小学校	小①②	一種:67単位 二種:45単位	一種:262課程 二種:29課程	小①②	小一+幼一 77単位-α 小一+幼二 74単位-α 小二+幼一 72単位-α
幼稚園	幼①②	一種:59単位 二種:39単位	一種:292課程 二種:241課程	幼①②	

※大学、短大の課程のみ計上

【留意点】

- ア. 免許状の種類を変えないため、混乱が生じない。
- イ. 大学は、単一免許状取得を目的とする課程を置くことも可能。
- ウ. 併有がどこまで促進されるかは大学や学生次第。

最大パターン数:116パターン

(2) 現行免許状と複数校種の免許状を併存させる考え方

高等学校	高・英語① 高・理科① 高・公民① 高・地歴①	中・高・英語① 中・高・理科① 中・高・社会①	中 高 α or 高
中学校	中・英語② 中・理科② 中・社会②	中+小1 中+小2 中+小3 中+小4	幼+小 小+中も同様
小学校	小①②	小1~4 小+中・音楽①② 幼+小①②	
幼稚園	幼①②		

最大パターン数:328パターン
(重複を除くと259パターン)

【留意点】

- ア. 大学は、単一免許状及び複数免許状取得を目的とする課程を置くことが可能。
- イ. 併有がどこまで促進されるかは大学や学生次第。
- ウ. 免許種が増加するため、大学や免許管理者の負担が増加。
- エ. 単独校種の免許状があるにもかかわらず複数校種を包括する免許状を創設するためには、免許が公証する資質能力の範囲を異なるものとしなければならない(接続に関する教育内容を追加する等。※いずれかの学校種を基盤とする方法あり。)
- オ. 採用権者が、現行免許と複数校種の免許状のいずれかを優先して採用していく可能性がある。

(3) 複数校種の免許状を基本とする考え方

高等学校	中+高・英語① 中+高・理科① 中+高・社会①	中+高・英語① 中+高・理科① 中+高・社会①
中学校	中+小1 中+小2 中+小3 中+小4	中+小1 中+小2 中+小3 中+小4
小学校	小1~4 小+中・音楽①② 幼+小①②	幼+小①② or 幼+小1~?
幼稚園		

【留意点】

- ア. 複数校種において指導することが可能な教員を確実に養成可能。
- イ. 制度過渡期(40年程度)は現存する免許種が増加するため、免許管理者の負担が増加。
- ウ. 幼の免許状と保育士資格の同時取得を目指す課程が多いため、小の免許状取得も要件とすると、履修単位過多となる可能性大。
- エ. 小+中の免許状については、二種免許は3年制の短大の課程のみが対象となると考えられる。
- オ. 高免については、全教科の免許状を残すか要検討。
- カ. いずれかの免許状を取得した後、他校種の指導を行いたい場合、単独免許状を取得することができず、校種の重複がある免許状を取得せざるを得なくなる(中+高と幼+小を取得する場合を除く)。

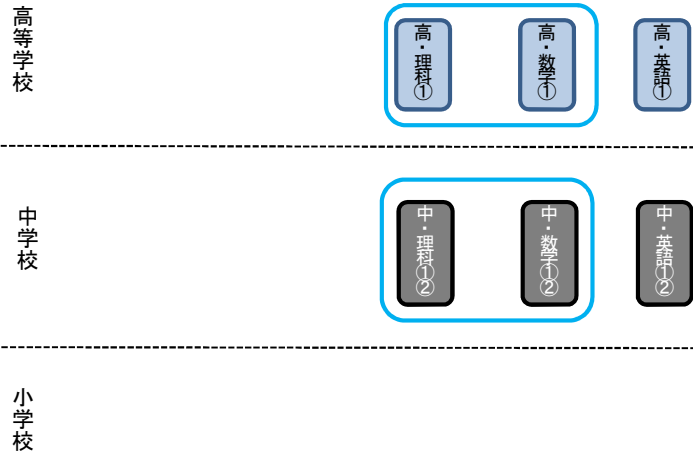
※①は一種、②は二種を示す。

最大パターン数:81パターン
(重複を除くと41パターン)

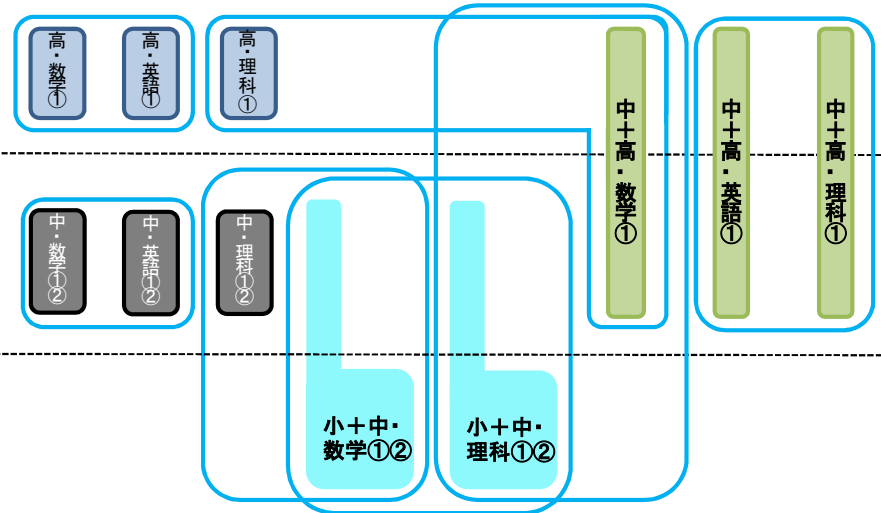
※普通免許状の構成は一例である。

(特別免許状及び臨時免許状については別途検討。)

(1) 現行免許状を基本に併有を促進する考え方



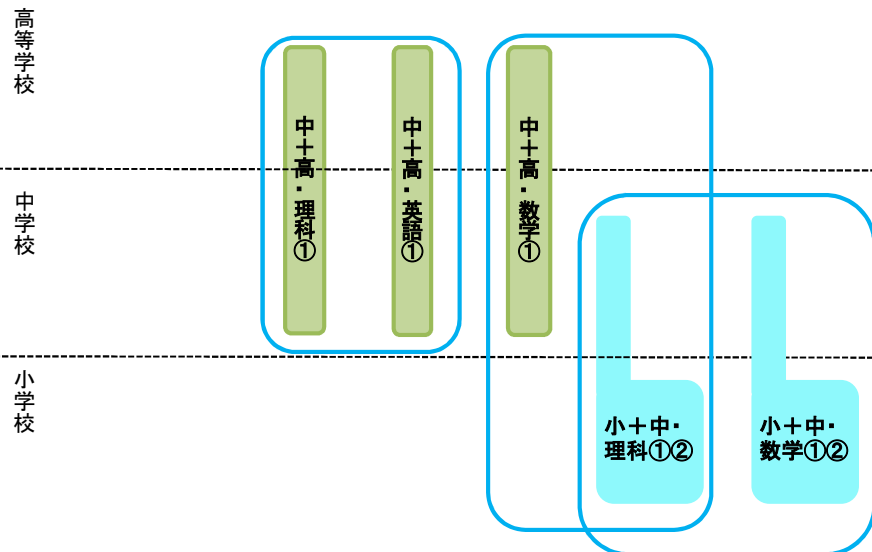
(2) 現行免許状と複数校種の免許状を併存させる考え方



【留意点】

- ア. 小十中の免許状と中の免許状で、複数教科免許状取得を可能とするか。
- イ. 高の免許状と中十高の免許状で、複数教科免許状取得を可能とするか。
- ウ. 小十中の免許状と中十高の免許状で、複数教科免許状取得を可能とするか。

(3) 複数校種の免許状を基本とする考え方

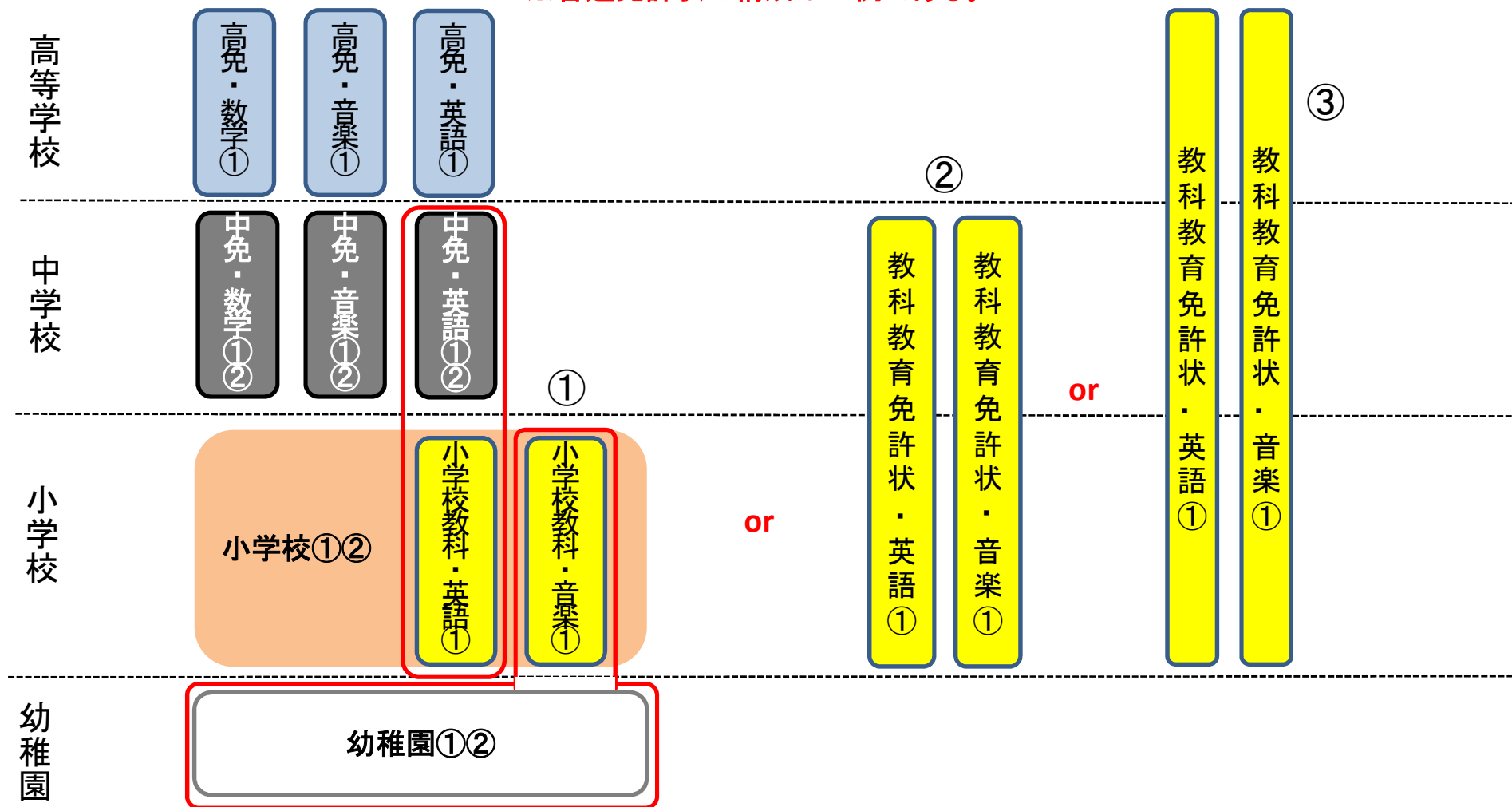


【留意点】

- ア. 小十中の免許と中十高の免許状で、複数教科免許状取得を可能とするか。

小学校において一つの教科の指導及び担任が可能な免許状のパターンの考え方

※普通免許状の構成は一例である。(特別免許状及び臨時免許状については別途検討。)



ア. 教科の種類は、国語、社会、数学、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、英語(小学校教科+英語)とする。

イ. 小学校においては、いずれか一つの教科の指導と学級担任(道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動)が可能とする。

二種・専修免許状及び高度専門免許状取得のパターンの考え方

※普通免許状の構成は一例である。

現行

専修	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
一種	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
二種	□	□	□			□	□	□	□	□
	養護	栄養	特支	高	中	小	幼			

(2)校種に係る専修免許状に代え、高度専門免許状を基本とする考え方

専修 高度専門	□	□	□	■								□	□	□	□	□	□
一種	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
二種	□	□	□			□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
	養護	栄養	特支	高	中+高	中	小+中	小	幼+小	幼+小1~?	幼	高度専門					

小学校教科or教科教育

(1)現行の専修免許状と高度専門免許状を併存させる考え方

専修 高度専門	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
一種	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
二種	□	□	□			□	□	□	□	□	□	□	□					
	養護	栄養	特支	高	中+高	中	小+中	小	幼+小	幼+小1~?	幼	高度専門						

小学校教科or教科教育

<高度専門免許状の種類(例)>

- A. 学校経営・管理(要教職経験5年)
- B. 高度学習指導
- C. 高度生徒指導・教育相談

a. 幼小接続
b. 小中接続
c. 中高接続

[留意点]
接続に関する専門的内容のみで構成する方法(大学院教育レベル)と、いずれかの免許状取得を前提に他免許相当内容も加えて構成する方法(学部教育レベル)とが考えられる。(後者の場合、複数校種免許状は創設しない。)

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会
教員の養成・採用・研修の改善に関するワーキンググループの設置について

平成26年3月25日
教員養成部会決定

1. 設置の目的

教員の養成・採用・研修の改善に係る検討事項について、より具体的かつ専門的見地から審議を行うため、本部会のもとに、教員の養成・採用・研修の改善に関するワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

2. 検討事項

教員の養成・採用・研修の改善に関する専門的事項について

3. 設置期間

ワーキンググループは、2. の検討事項に関する審議が終了したときに廃止する。

4. その他

(1) ワーキンググループにおいて検討結果をとりまとめた時は、教員養成部会に報告する。

(2) 教員養成部会からの求めがあった時は、ワーキンググループの検討の経過を教員養成部会に報告する。

また、ワーキンググループは必要に応じ、その検討の経過を教員養成部会に報告することができる。

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会
教員の養成・採用・研修の改善に関するワーキンググループ委員名簿

五十音順・敬称略

	大坪治彦	鹿児島大学教育学部副学部長
◆	岸田正幸	和歌山県立桐蔭中学校高等学校校長
	渋谷治美	埼玉大学教育学部特別教員
◇	高岡信也	独立行政法人教員研修センター理事長
	細谷美明	港区立御成門中学校長
	堀竹充	新宿区立早稲田小学校長、全国連合小学校長会長
	八尾坂修	九州大学大学院人間環境学研究院教授
	若月秀夫	一般財団法人学校教育研究所理事長、 政策研究大学院大学客員教授

(オブザーバー)

◎	小原芳明	玉川大学長
○	無藤隆	白梅学園大学子ども学部教授兼子ども学研究科長

(◇…主査、◆…主査代理、◎…教員養成部会部会長、○…教員養成部会部会長代理)

役職は平成26年7月24日現在